

江別市社会福祉審議会 第1回

平成27年11月24日(火)
午前10時00分～
保健センター3階会議室

保健センター3階会議室

次

開會

2 議題

(1) 人事案件

議題1 会長・副会長の互選

議題2 職務代理者の指名及び部会所属委員の指名

議 題 3 部会長との互選

(2) 報告事項

議題 1 生活困窮者自立支援事業「くらしサポートセンターえべつ」の開設について
・・・・・・・・・・資料 1

議題2 えべつ障がい者しごと相談室「すてら」の開設について
.....資料2

議題3 市民後見人養成講座の開催について……………資料3

議題4 E-リズムについて・・・・・・・・資料4

3 その他

4 聖訓

生活困窮者自立支援事業①

●制度創設の背景

- ・生活困窮者自立支援法(H25.12月制定)
- ・生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加
- ・生活保護に至る前の自立支援策の強化を図る。

●制度の理念

- ・困窮者の自立と尊厳の確保
- ・困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者自立支援事業②

●相談窓口の設置

- ・スタート:平成27年4月1日(水)
- ・窓口名:くらしサポートセンターえべつ(江別市社協内)
- ・スタッフ:相談支援員2名(いずれも社会福祉士)

●相談支援を行う上での必須事業

・自立相談支援事業

→相談窓口(アクトリー千も含む)、地域ネットワークの強化、社会資源の開発

・住居確保給付金事業

→求職活動を前提に有期で家賃費用を給付

相談件数・内容

11月18日現在

実人数:212人(男性 108人、女性 104人)

延べ:1,097件(電話412、面談、336、訪問・同行106、その他243)

年代:

10代	20代	30代	40代	50代	60代	65歳～
1	15	18	32	27	24	56

※不明39

相談内容:

(複数回答)

失業・待業	住まい	収入・生活	仕事探し	地域
55	31	114	61	11
仕事の不安	家族関係	子育て	引きこもり	その他
5	25	5	15	88

～事例～

離職後1年半ほど経過しており手持ち金僅少の為生活維持が困難。

任意事業について

(本人の状況に応じた専門的支援)

- ・就労準備支援事業
- ・就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)
- ・一時生活支援事業
- ・家計相談支援事業
- ・子どもの学習等支援等

江別市障がい者就労相談支援事業

えべつ障がい者しごと相談室

すてら

の紹介

江別市社会福祉審議会

平成27年11月24日（火）

えべつ 障がい者しごと相談室

すてら

障がいをお持ちの方たちが
働くこと、幸せに働き続ける事
を応援します。



☆障がい者就労に関わる相談支援
機関として、江別市の委託を受
け実施

☆平成27年8月3日より事業開始

☆主な機能として、就労相談、在
職支援、関係機関への相談支援、
企業への相談支援を担う

えべつ障がい者しごと相談室すてらについて

☆就労相談

- 就職希望者からの相談受付
 - ⇒就職に関する目標や達成までのプロセスの整理。
 - ⇒就職活動の同行。
 - (ハローワーク、職業センター、体験実習、面接など)
 - ⇒適切な福祉サービスなどの紹介。
 - ⇒福祉に繋がらない・希望しない方へのサポート。
- 集中支援
 - ⇒本人と企業、双方の橋渡し。
- 他機関連携
 - ⇒一般相談や特定相談におけるサービス等利用計画策定を補完するアシスト役。

えべつ障がい者しごと相談室すてらについて

☆在職支援

- 在職者からの相談受付（キャリアアップ、転職、離職なども含む）
 - ⇒企業、関係機関などとの打合せ。
- 必要に応じて職場巡回など
 - ⇒出身・関係機関と共同しながら。
- 在職者の集い「WO-KIN」の運営
 - ⇒近況の確認や余暇支援など。

えべつ障がい者しごと相談室すてらについて

☆関係機関からの相談

- 1つの機関での就労支援に不安
⇒必要に応じて、一緒にサポートを。
- 就労支援スキルアップ研修
⇒地域の課題の解決にむけて。
- その人らしい働き方に結びつくシステム
⇒働きたい・働ける障がいを持つ方が、施設な
どの中に停滞しない仕組みづくり。

えべつ障がい者しごと相談室すてらについて

☆企業からの相談

- 在職者に関する相談受付
⇒企業訪問、家庭訪問など。
- 新規採用に関する相談受付
⇒相談窓口の明確化。
⇒障がい特性に合わせた雇用管理などについて
の相談対応。

えべつ障がい者しごと相談室すてらについて

☆これまでの相談件数(H27.10月末時点)

○相談総数 124件 (相談者実数 53件)

- ⇒就業相談：100件 在職者相談：21件 企業相談：3件
- ⇒身体：11件 知的：44件 精神：64件 難病：2件
- ⇒男性：62件 女性：58件 不明：1件
- ⇒本人：97件 家族：7件 関係機関：23件 その他：1件
- ⇒電話：35件 来所：73件 文書等：6件 訪問等：7件

おわりに

☆近年の障がい者の就労に関する変化

- 障がいの複雑化
 - ⇒困り感や希望も多様化、複雑化。
- 関係機関で連携してのサポート
 - ⇒役割分担で多様化・複雑化したニーズに対応。
- 福祉サービスの拡充
 - ⇒拡充が進みそれに伴い多様化。
 - ⇒選択できる面もあるが・・・。
- 企業の障がい者雇用への取り組み
 - ⇒障害者雇用促進法の改正。

☆ご清聴ありがとうございました☆

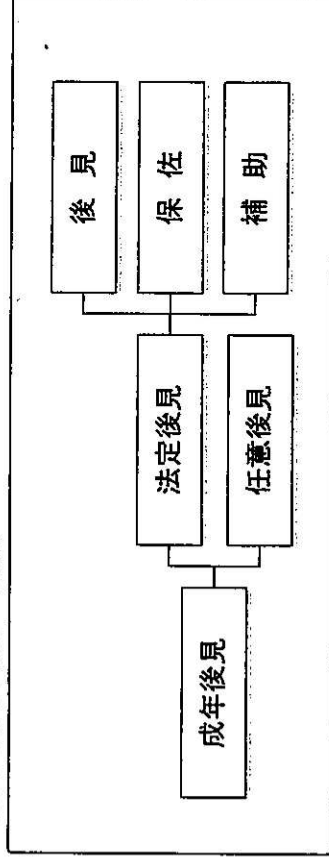
市民後見人養成講座の開催について

1 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症その他の精神上の障がいにより判断能力が十分ではない人のために、後見人等が、本人に代わって必要な契約や財産の管理などの法律行為を行い、本人を保護、支援する制度である。

成年後見制度には、すでに判断能力が十分ではない人に対し、裁判所が後見人等を選任する法定後見と、判断能力が十分であるうちから将来に備えて契約により支援者を定めておく任意後見とがある。さらに、法定後見には、判断能力の程度に応じ、後見、保佐、補助の3つの類型がある。

■成年後見制度の概要



2 市民後見人養成の目的等

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。また、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定されている。

このような諸課題に対応するため、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要がある。

3 市民後見人養成講座の開催状況について

(1) 事前説明会（兼成年後見制度についての講演会）

- ・ 開催日 平成 27 年 10 月 25 日（日）
- ・ 参加人数 64 人

(2) 市民後見人養成講座

- ・ 開催日程 平成 27 年 11 月 14 日（土）～ 平成 27 年 12 月 6 日（日）
- ・ 参加人数 32 人
- ・ 講座内容 別紙、市民後見人養成講座日程表のとおり

市民後見人養成講座日程表・カリキュラム

会場は、市民講演会聴講・地域実習・レポート作成以外は江別市総合社会福祉センター

月日	時間	分	単位	科目	内容	講師
11月14日 (土)	9:00 ～ 10:30	90	1.5	市民後見概論Ⅰ	受講生スピーチ(受講動機)、市民後見の背景・役割	東京大学教育学研究科 東 啓二
	10:40 ～ 12:10	90	1.5	市民後見概論Ⅱ	成年後見における行政の役割	東京大学教育学研究科 東 啓二
	13:10 ～ 14:40	90	1.5	成年後見制度概論	成年後見制度の意味と仕組み	東京大学教育学研究科 佐々木 佐織
	14:50 ～ 15:50	60	1.0	自治体の福祉施策	介護保険制度	江別市介護保険課 佐藤 由美子
11月15日 (日)	9:00 ～ 10:30	90	1.5	成年後見制度Ⅰ	法定後見の事務と流れ	東京大学教育学研究科 佐々木 佐織
	10:40 ～ 12:10	90	1.5	任意後見制度	任意後見制度の意味と仕組み	東京大学教育学研究科 東 啓二
	13:10 ～ 14:40	90	1.5	任意後見の事例と課題	任意後見の事例と課題	東京大学教育学研究科 東 啓二
	14:50 ～ 15:35	45	1.5	自治体の福祉施策	生活保護制度	江別市保護課 篠原 彩子
15:40 ～ 16:25	45	障がい者福祉制度			江別市福祉課 水口 武	
11月28日 (土)	10:00 ～ 11:30	90	1.0	市民講演会聴講	認知症に関する市民講演聴講	会場は市民会館37号室
11月29日 (日)	9:00 ～ 10:30	90	1.5	成年後見制度Ⅱ	民法の基礎(代理、相続、遺言)	江別法律事務所 弁護士 西脇 崇晃
	10:40 ～ 12:10	90	1.5	成年後見の事例	専門職後見、法人後見等の事例	すずかいかい合同事務所 司法書士 大桃 涼輔
	13:10 ～ 14:40	90	1.5	成年後見と家庭裁判所	制度の適正な運用と家庭裁判所の役割	NPO法人さいわい後見センター 副理事長 森田 弘之
	14:50 ～ 15:35	45	1.5	自治体の福祉施策	年金保険制度	江別市国保年金課 小田 拓郎
	15:40 ～ 16:25	45			医療保険制度	江別市医療助成課 大橋 深雪
12月5日 (土)	9:00 ～ 10:30	90	1.5	対象者理解～高齢者・障がい者～	認知症や障がい者の理解と特性	作業療法士 菅谷 智鶴
	10:40 ～ 12:10	90	1.5	対人援助の基礎	対人援助技術を学ぶ	作業療法士 菅谷 智鶴
	13:10 ～ 14:40	90	1.5	後見活動の実際	市民後見活動、法人後見活動等から学ぶ	東京大学教育学研究科 佐々木 佐織
	14:50 ～ 15:50	60	1.0	地域福祉の取り組み	社会福祉協議会の取り組み(日常生活自立支援事業等)	江別市社会福祉協議会 玉谷 一、川口 圭太
12月6日 (日)	9:00 ～ 10:30	90	1.5	成年後見制度の実務Ⅰ	成年後見の申立実務	NPO法人さいわい後見センター 副理事長 森田 弘之
	10:40 ～ 12:10	90	1.5	成年後見制度の実務Ⅱ	就任後、終了時の実務	NPO法人さいわい後見センター 副理事長 森田 弘之
	13:10 ～ 14:40	90	1.5	課題演習(確認テスト)	まとめ、振り返り	東京大学教育学研究科 東 啓二、佐々木 佐織
	14:50 ～ 16:20	90	1.5	受講生スピーチ		東京大学教育学研究科 東 啓二
11月19日 (木) ～ 11月27日 (金)				地域実習	市内高齢者施設、障がい者施設での実習	日程等は別添のとおり、 各施設で実習
自宅学習	20時間	1,200	20.0	レポート作成①	受講動機	
				レポート作成②	地域実習の報告書	
				レポート作成③	自身の考える「市民後見人像」	
合計		3,030	50.0	上記の他、家庭裁判所見学を行う(11月30日)※原則参加とするが、単位には含まない。		

(1) 作成に至る経緯と期待される効果

- ・「えべつ市民健康づくりプラン」に基づき、積極的に体を動かす市民を増やすため、運動定着化のすそ野を広げていくことが必要
- ・平成25年に石狩振興局の事業で実施した、リズムエクササイズ（軽快な音楽に合わせて体を動かす）は、3か所で241名と参加も多く、40～80歳代まで年代問わず好評を得た
- ・市独自のリズムエクササイズを作成し、様々な場所や機会に体験し継続する方が増えることで、地域のつながりが深まる
- ・それらが、介護予防効果と健康寿命の延伸につながる

(2) リズムエクササイズ作成のコンセプト

- ・地域の独自性が織り込まれているもの
- ・年代を絞らず、老若男女が楽しめるものであること
- ・椅子にすわってできるバージョンも作成すること
- ・運動にあまり関心のない方でも興味を持ってくれるもの
- ・運動時間は長すぎず、筋トレ要素と有酸素運動の要素が含まれていること
- ・運動の効果や鍛えられる筋肉や部位などを示すことができること

(3) 作成経過と今後の予定

- ① 作成会議開催 平成27年4月15日
- ② 作成の委託 歌と体操、椅子でも可能な運動
- ③ 市内高齢者施設、介護保険事業所等から意見聴取
- ④ 作成会議開催 8月27日 名称をE-リズムと決定
- ⑤ がん予防道民大会（市民会館）で市民へお披露目 10月9日（920名参加）
- ⑥ 江別・野幌・大麻地区で市民を対象にしたマスターコースを開催（11～12月）
- ⑦ 平成28年1～2月にE-リズム体験会を3会場で実施

※ 次年度以降

- ・大学連携事業を活用した普及
- ・市民インストラクターの養成
- ・介護予防と連動し、椅子バージョンの普及
- ・健康づくり推進員の活動での実施
- ・出前講習会の実施等

